

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第11号

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

第8条第7項中「納入」を「納付」に改める。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「納入」を「納付」に改める。

第17条の4第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「納入」を「納付」に改める。

第18条第1項中「納入」を「納付」に改める。

第20条の2各号列記以外の部分、第30条の5各号列記以外の部分、第30条の8各号列記以外の部分、第30条の9各号列記以外の部分、第30条の10第1項各号列記以外の部分、第30条の11第1項各号列記以外の部分及び第30条の12第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第31条の見出し並びに同条第1項及び第3項中「納入」を「納付」に改める。

第32条第1項第6号中「かし」を「瑕疵」に改める。

第34条の2第1項各号列記以外の部分中「納入」を「納付」改め、「の各号」を削る。

第35条各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第36条及び第37条第1項中「納入」を「納付」に改める。

第40条の3第1項中「かし」を「瑕疵」に改める。

第44条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「請負契約」の右に「又は工事の設計若しくは監理、測量、地質調査その他の工事に関する調査、企画等の請負若しくは委託の契約」を加え、同項第2号中「工事以外の請負契約又は物件の買入れその他の契約」を「前号に掲げる契約以外の契約」に改める。

第46条の見出し及び同条第1項中「かし」を「瑕疵」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部用度課)